

平成 29 年度

東京港湾事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件 名) 東京港臨港道路南北線他環境調査

本件は、下記の理由により三洋テクノマリソ（株）と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港臨港道路南北線の整備に際して、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価の手続きのため、現地調査及び資料作成を行うものである。

環境影響評価の実施には、当該事業の計画・施設構造・施工方法等だけでなく、周辺地域で実施される本事業に影響する他事業の動向も重要となる。

当業務対象事業である東京港臨港道路南北線や東京港中央防波堤外側地区岸壁(-16m)の周辺地域において2020年東京オリンピック・パラリンピックに係る会場建設事業や東京都発注の道路事業が並行して実施される。また、東京港臨港道路南北線工事は全体工程が厳しく、複数の工事と輻輳しながら事業が進められている。

このような調査条件の基で、安全かつ確実な調査を実施することや、事後調査の実施時期を適切に選定し他事業の環境負荷を考慮した予測評価内容を検証する必要がある。

そのため、簡易公募に準じた総合評価型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

「工事施工中における事後調査実施時の留意事項について」

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、主体的な情報収集・確認により工事の施工状況や環境影響項目毎の特性から調査方法や調査時期の選定をする等、優れた技術提案を行った三洋テクノマリソ（株）を特定した。本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案についてヒアリングを行い総合的に判断した結果、他事業等に伴う環境影響を考慮した推定方法等、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第 29 条の3第4項により、三洋テクノマリソ（株）と随意契約をするものである。

平成29年度

東京港湾事務所

随意契約理由書

(件名) 東京港臨港道路南北線船舶航行安全対策検討業務

本件は、下記の理由により公益社団法人東京湾海難防止協会と随意契約致したい。

記

本業務は東京港10号地その2～中央防波堤外側地区臨港道路整備事業等の施工場所周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保のために必要な対策について、学識経験者、海事関係者並びに関係官公庁等で構成する委員会を設置し検討するものである。

船舶航行安全の検討にあたっては、海難防止に関する専門的な知見並びに東京港における船舶の航行管制及び航行実態に精通し、海上工事に伴う一般船舶の航行安全や海難防止等に関する高度な技術力を有していることが必要である。

よって、海難防止に関する専門的な知見や航行安全等に関する高度な技術力を有する者から広く知見を求め、業務内容に反映することにより、幅広く高度な検討を行うことが期待できる。そのため、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

「沈埋函沈設に関連する施工を行う上での船舶航行安全確保のための留意点」

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、一般船舶の通航路に近接した施工場所の特性を把握し、航走波の影響に着目する等、優れた技術提案を行った公益社団法人東京湾海難防止協会を特定した。本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案についてヒアリングを行い総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第29条の3第4項により、公益社団法人東京湾海難防止協会と随意契約をするものである。

平成29年度

東京港湾事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 東京港臨港道路技術検討業務

本件は、下記の理由により一般財団法人沿岸技術研究センターと随意契約致したい。

記

本業務は、近隣の臨港道路における維持管理計画を参考に、東京港臨港道路南北線における維持管理計画を策定するために、学識経験者及び関係官公庁等で構成する検討会を開催し、技術検討を行うものである。

東京港臨港道路南北線は、東京港の臨海交通ネットワークにおける重要な施設であるとともに、沈埋函方式の海底トンネルとして施工実績の少ない構造物であるため、専門的な知識と技術力が必要である。また東京ゲートブリッジにおけるモニタリングシステムを活用した維持管理計画の検討・更新、及び東京港臨港道路南北線における維持管理計画の検討にあたり、学識経験者及び関係官公庁等構成する検討会を開催し、審議結果を適切に維持管理計画に反映させるため、豊富な経験が必要である。

よって、沈埋トンネルに関する専門的な知識と技術力や検討会運営等に関する豊富な経験を有する者から広く知見を求め、業務内容に反映することにより、幅広く高度な検討を行うことが期待できる。そのため、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

「東京港臨港道路南北線における維持管理計画の検討を行う上での留意点」

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、本施設の構造特性、各種設計条件及び設計思想を把握し、維持管理計画の検討を行う上での留意点を提案する等、優れた技術提案を行った一般財団法人沿岸技術研究センターを特定した。本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案についてヒアリングを行い総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第29条の3第4項により、一般財団法人沿岸技術研究センターと随意契約をするものである。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
平成29年7月分 該当なし										
係留施設使用料	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	H29.8.28	京葉ユーティリティ(株) 千葉県船橋市高瀬町11	9040001019259	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-7のとおり	15,187,557	15,187,557	100.0%		
平成29年度9月分 該当なし										
土地使用料(中防内側地区・その2)	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	H29.10.20	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南三丁目9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	12,847,524	12,847,524	100.0%		
土地使用料(中防内側地区・その3)	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	H29.10.20	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南三丁目9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	9,173,808	9,173,808	100.0%		
土地使用料(中防内側地区・その4)	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	H29.10.20	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南三丁目9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	7,358,940	7,358,940	100.0%		
土地使用料(中防内側地区・その5)	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	H29.10.20	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南三丁目9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	18,302,520	18,302,520	100.0%		
土地使用料(中防内側地区・その6)	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	H29.10.20	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南三丁目9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	3,702,084	3,702,084	100.0%		
土地使用料(中防内側地区・その7)	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	H29.10.20	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南三丁目9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	9,504,180	9,504,180	100.0%		
土地使用料(中防内側地区・その8)	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	H29.10.20	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南三丁目9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	2,268,000	2,268,000	100.0%		
土地使用料(中防内側地区・その9)	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	H29.10.20	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南三丁目9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	21,403,320	21,403,320	100.0%		
土地使用料(中防内側地区・その10)	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	H29.10.20	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南三丁目9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	21,917,916	21,917,916	100.0%		

平成 29 年 度

東京 港 湾

随 意 契 約 理 由 書

(件 名) 東京港港湾業務艇棧橋使用料

本件は、下記理由により新木場二丁目地区建設業協議会と随意契約致したい。

記

本件は、当事務所が所有する港湾業務艇「江戸」を係船するため新木場二丁目地区建設業協議会所有の棧橋を使用し、その料金を支払うものである。

当該港湾業務艇を係船できる施設を探した結果、近隣においては新木場二丁目地区建設業協議会所有の棧橋以外に使用可能な施設がなかった。

よって会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定により、新木場二丁目地区建設業協議会と随意契約をするものである。

平成 29 年度

東京港湾

随意契約理由書

(件名) 土地使用料 (東京港臨港道路南北線用地借上)

本件は、下記の理由により、東京港埠頭株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港 10 号地その 2 ふ頭において実施中の東京港臨港道路南北線整備事業にて使用する作業ヤードの借上を行うものである。

当該事業の作業ヤードは、限られた工期の中で速やかに事業を進めるため、事業用地と隣接していることが必須である。上記の条件をもとに作業ヤードとして適切な物件を調査したところ、東京港埠頭株式会社所有の当該物件以外に適切な物件はなかったため、東京港埠頭株式会社を特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、東京港埠頭株式会社と随意契約することとする。

平成 2 9 年度

東京港湾

随意契約理由書

(件名) 建物使用料

本件は、下記の理由により、アサガミ株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港臨港道路南北線整備事業における安全対策に必要な、ライトメール（工事情報及び管制信号情報表示電光板）の設置に使用する物件を借上げるものである。

当該事業の海上工事に伴い、周辺海域では大規模な航行規制を行う必要がある。一般船舶の安全確保を目的に、周辺岸壁を利用する船舶及び航行する船舶に、工事情報及び航路状況を伝達するため、ライトメールを設置することが必須である。対象岸壁等から視認できる設置場所として適切な物件を調査したところ、アサガミ株式会社の該当物件が最適であるため、アサガミ株式会社を特定した。

よって、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項により、アサガミ株式会社と随意契約することとする。

以上

平成 2 9 年度

東京港湾

随意契約理由書

(件名) 建物使用料

本件は、下記の理由により、東海海運株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港臨港道路南北線整備事業における安全対策に必要な、ライトメール（工事情報及び管制信号情報表示電光板）の設置に使用する物件を借上げるものである。

当該事業の海上工事に伴い、周辺海域では大規模な航行規制を行う必要がある。一般船舶の安全確保を目的に、周辺岸壁を利用する船舶及び航行する船舶に、工事情報及び航路状況を伝達するため、ライトメールを設置することが必須である。対象岸壁等から視認できる設置場所として適切な物件を調査したところ、東海海運株式会社の該当物件が最適であるため、東海海運株式会社を特定した。

よって、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項により、東海海運株式会社と随意契約することとする。

以上

平成 29 年度

東京港湾

随意契約理由書

(件名) 土地使用料及び係留施設使用料

本件は、下記の理由により、京葉ユーティリティ株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港臨港道路南北線整備事業にて必要な、沈埋函浮遊打設作業用の土地及び係留施設を借上げるものである。

当該事業の沈埋函浮遊打設作業用の土地及び係留施設は、限られた工期の中で速やかに事業を進めるため、静穏度の高い環境下で浮遊打設作業ができる面積及び沈埋函を係留できる水深を有することが必須である。上記の条件をもとに沈埋函浮遊打設作業用の土地及び係留施設として適切なものを調査したところ、京葉ユーティリティ株式会社所有の当該土地及び係留施設以外に適切なものはなかったため、京葉ユーティリティ株式会社を特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、京葉ユーティリティ株式会社と随意契約することとする。

平成 29 年度

東京港湾随意契約理由書(件名) 15号地木材ふ頭の管理運営費分担金

記

本案件は、東京港臨港道路南北線整備事業にて必要な、沈埋函浮遊打設作業用の係留施設を使用するため管理運営費の一部を負担するものである。

当該事業の沈埋函浮遊打設作業用の係留施設は、限られた工期の中で速やかに事業を進めるため、静穏度の高い環境下で浮遊打設作業ができる面積及び沈埋函を係留できる水深を有することが必須である。上記の条件をもとに沈埋函浮遊打設作業用の係留施設として適切なものを調査したところ、15号地木材ふ頭の係留施設以外に適切なものはない。

15号地木材ふ頭は木材の優先ふ頭であり、東京木材埠頭株式会社が東京都より使用許可を受け、管理運営しているふ頭である。本ふ頭の係留施設使用にあたり施設使用料は発生しないが、当該ふ頭を管理するために要する費用の一部を負担することで使用の合意を得た。

よって、会計法第29条の3第4項により、東京木材埠頭株式会社と随意契約することとする。

平成 29 年度

東京港湾

随意契約理由書

(件名) 係留施設使用料

本件は、下記の理由により、京葉ユーティリティ株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港臨港道路南北線整備事業における沈埋函二次艀装工に必要な係留施設を借上げるものである。

当該係留施設は、沈埋函を係留できる水深を有すること、また、限られた工期の中で確実に事業を進めるため、高い静穏度を有することが必須である。上記の条件を基に係留施設を調査したところ、京葉ユーティリティ株式会社所有の係留施設以外に適切なものは無かった。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、京葉ユーティリティ株式会社と随意契約することとする。